外国からのお客様のために

免税手続

7階 免税カウンター

免税手続きのご案内　　2026年11月1日以降の免税制度について

2026年11月1日以降、商品購入時はいったん消費税込みの金額をお支払いいただきます。
購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受け、商品の国外への持ち出しが確認された場合に、消費税相当額から所定の免税手数料を差し引いた金額を返金いたします。
消費税相当額は、免税カウンターでは返金いたしません。あらかじめ、ご了承ください。

免税手続きの方法

商品購入後、ご本人が購入日当日中の免税カウンター営業時間内に、次のものをお持ちになり、免税カウンターへお越しください。

●購入商品のレシート
●ご本人の旅券（パスポート）
●購入した商品
●クレジットカード
●日本国籍の方は、国外居住を証明する所定の書類

返金に関するご案内のため、メールアドレスをご登録いただきます。
免税手続きは、購入日当日に限ります。後日の手続きはできません。免税カウンターで手続きを行っていないご購入の商品は、出国時に税関の確認を受けることができず、消費税相当額は返金されません。あらかじめ、ご了承ください。

返金方法について

返金方法は、クレジットカード、AlipayまたはWeChat Payからお選びいただけます。返金方法によって、利用条件が異なります。詳しくは免税カウンターでご確認ください。
返金時にシステム利用料として消費税相当額の23%を差し引きいたします。税抜合計金額が100万円以上の場合は、システム利用料は21%です。詳しくは免税カウンターの係員におたずねください。

税抜単価100万円以上の商品について

税抜単価100万円以上の商品をお買上げの場合は、売場係員へ免税手続きを希望する旨を、必ずお申し出ください。
売場で「商品情報詳細シート」をお渡ししますので、ご購入の商品およびレシートと一緒に免税カウンターへお持ちください。

出国時の税関確認について

購入日から90日以内に出国時する際は、空港または海港の税関で旅券を提示等し、税関の確認を受けてください。
税関の確認を受けなかった場合、消費税相当額は返金されません。
税関から求められた場合は、免税手続きを行ったすべての商品を提示する必要がございます。1回の免税販売手続きに含まれる商品のうち、1点でも不足している場合は、その手続きに含まれるすべての商品について返金を受けることができません。
免税手続きを行った商品は、出国時までご本人がお持ちいただき、日本国外へ持ち出してください。
飲食料品、医薬品、化粧品などの消耗品は、出国前に消費しないでください。
また税関で商品を確認できるよう、箱や袋などもできる限り購入時の状態でお持ちください。
商品を受託手荷物に入れる場合は、航空会社等へ手荷物を預ける前に税関の確認をお受けください。手荷物を預けた後に税関の確認を受けることはできません。
税関の確認を受けた商品は、確認後、速やかに国外へ持ち出しください。商品を国外へ持ち出さなかった場合は、消費税相当額を徴収され、罰則の対象となることがございます。

免税対象となる方

外国籍を有する方
次のいずれかに該当する方が対象です。

・「短期滞在」の在留資格を有し、日本への入国後6カ月未満の方
・「外交」または「公用」の在留資格を有する方
・各種上陸許可書により日本に入国し、旅券および所定の上陸許可書を提示できる方
・旅券にSOFAスタンプが押されている米軍構成員・関係者の方

各種上陸許可書により入国した方は、旅券と上陸許可書の両方を確認いたします。船舶観光上陸許可により在留する方については、旅券の写しを提示ください。

日本国籍を有する方　※パスポートに帰国6カ月未満の帰国スタンプのある方
2年以上引き続き国外に居住していることを所定の証明書類で確認でき、かつ、日本への最終入国日から6カ月未満の方が対象です。
旅券に加えて、次のいずれかの書類をご提示ください。
※コピーや画像は不可。必ず原本をご呈示ください。
最後に入国した日から起算して６カ月前の日以降に作成した
●在留証明　●戸籍の附票の写し
●国外に転出した旨が記載された、有効期限内のマイナンバーカード（原本）
※当社では、マイナンバーカードは原本のみの取り扱いとなります。
のいずれかで「２年以上引き続き海外に居住している確認」を行います。

※詳細は「免税カウンター」にてお問い合わせください。